

家賃債務保証業者の登録制度に関わる業務について

日本セーフティーは「家賃債務保証業者の登録制度」に登録しています。

登録番号 国土交通大臣（2）第8号

つきましては制度の規程に基づき、借主様への保証対象や範囲・注意事項の説明等といった下記の業務を実施いただく事が必要となります。

大変恐縮ではありますが、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

また、仲介不動産会社様にてお手続きいただく場合は、ご協力をお求めくださいますようお願い申し上げます。

【登録規程に基づく業務】

①説明業務

借主様に対して、保証契約締結時までに『日本セーフティー賃貸保証サービスについてのご説明』記載の下記を口頭にてご説明いただきます。

1. 保証の範囲と内容
2. 契約期間と保証期間
3. 保証料等
4. 求償権の行使

②交付業務

説明後、『日本セーフティー賃貸保証サービスについてのご説明』に契約日を記入のうえ借主様に交付いただきます。

③記入および

・記入を促す業務

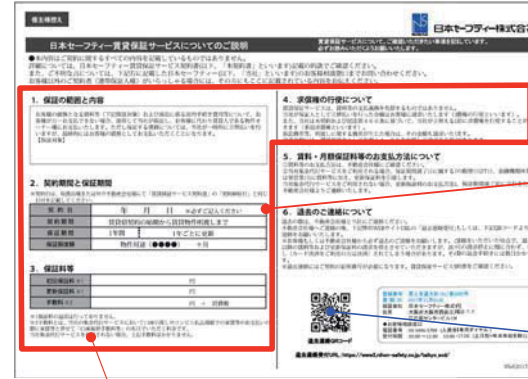
『賃貸保証サービス契約書』の各項目に

- (ア) 借主様
- (イ) 取扱店様または仲介不動産会社様

それぞれの箇所にご記入をお願いします。

【業務の詳細】

左欄①と②で使用する『日本セーフティー賃貸保証サービスについてのご説明』は、契約書ダウンロード時に出力されます。

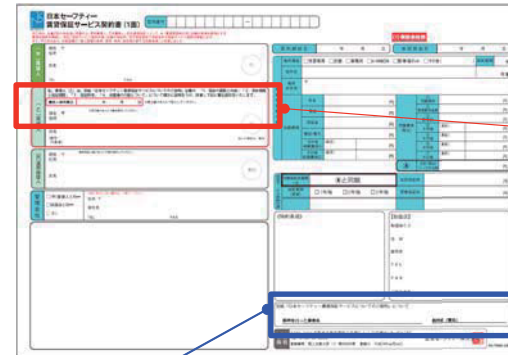


“契約日”に保証契約の契約締結日をご記入ください。
※「賃貸保証サービス契約書」を契約締結した日と同じ日付を記載してください。

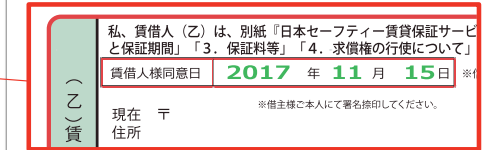
ダウンロード時に契約締結日をご入力いただいた場合は、印字されますので、記入の必要はございません。

QRが目印です。

- ・赤枠のエリアを借主様へご説明ください。
借主様へご説明いただくのは、取扱店様 または 仲介不動産会社様 です。
- ・説明後、この紙を借主様へお渡しください。
- ・契約書の各項目にご記入をお願いします。



(ア) 借主様には、日付をご記入いただけます。



(イ) 取扱店様または仲介不動産会社様には、会社名と説明を実施されたご担当者様のお名前をご記入いただけます。

